



武蔵野銀行

開催日時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所 さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13
OLSビル 大ホール

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

郵送又はインターネットによる議決権行使の期限
2020年6月24日（水曜日）午後5時

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出自粛が要請されている状況下、株主の皆さまの健康と安全を第一に考え、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

本年は、株主総会へご出席の株主さまへのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

第97回 定時株主総会

招集ご通知

目次

第97回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役1名選任の件	6
第3号議案 監査役2名選任の件	7
(添付書類)	
第97期事業報告	9
計算書類	28
連結計算書類	31
監査報告書	33
株主総会会場ご案内図	

株主各位

証券コード 8336
2020年6月3日

さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8
(所在地) さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13

株式会社 **武蔵野銀行**
取締役頭取 **長堀 和正**

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、株主の皆さまの健康と安全を第一に考え、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、同封の議決権行使書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月24日（水曜日）午後5時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13 OLSビル 大ホール
3. 目的事項 報告事項 (1) 第97期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
(2) 第97期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

4. 議決権行使について
- (1) 郵送による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。
 - (2) インターネット等による議決権行使の場合
当行指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「議決権行使についてのご案内」をご確認ください。
 - (3) 重複行使の取扱い
議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等により複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当行ホームページ (<http://www.musashinobank.co.jp/irinfo/stock/meeting/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類及び連結計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正する必要がある場合は、修正後の内容を当行ホームページ (<http://www.musashinobank.co.jp/irinfo/stock/meeting/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

当日の株主総会の運営について

- 新型コロナウイルス感染拡大防止にむけて、株主の皆さまの健康と安全を第一に考え以下の防止策を実施した上で、本株主総会を開催させていただくことといたしました。
- 株主さまの座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席数が例年より大幅に減少し、100席程度となる見込みです。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りさせていただく場合がございます。予めご了承ください。
- 当日、ご来場の際、体温測定をさせていただき、体温が高い方や体調が悪いように見受けられる方につきましては、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。また、例年よりもご入場いただくまでにお時間がかかる場合がありますので、予めご了承ください。
- 株主総会の議事は、極力、短時間でを行うことを考えております。当日は効率的な議事運営にご協力賜りますようお願い申し上げます。
- 本年は、株主総会へご出席の株主さまへのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2020年6月25日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2020年6月24日(水曜日)
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月24日(水曜日)
午後5時入力完了分まで

スマートフォンをご利用の株主さま

スマートフォンでの議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

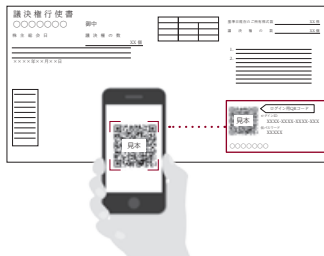
- 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



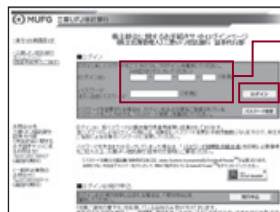
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

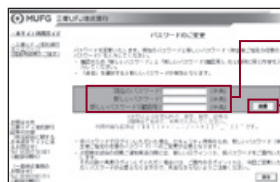
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当行は、利益配分につきましては、地域金融機関として経営の健全性と安定した収益を確保し、内部留保による財務体質の強化を図るとともに、株主の皆さまに報いるため利益の状況や経営環境等を総合的に考慮した上で、安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としております。

このような方針のもと、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金 **40円**

総額 **1,341,503,600円**

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき80円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 **4,000,000,000円**

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 **4,000,000,000円**

第2号議案

取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、新たに選任された取締役の任期は、当行定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

おおともけん
大友謙

生年月日：1964年8月6日

新任

■所有する当行の株式の数：2,106株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 当行入行

2014年4月 当行越谷支店長

2016年4月 当行営業統括部長

2016年7月 当行執行役員営業統括部長

2018年6月 当行執行役員総合企画部長

2018年7月 当行常務執行役員総合企画部長

2020年4月 当行常務執行役員（現任）

[担当] 総合企画部、人事部

取締役候補者とした理由

越谷支店長、執行役員営業統括部長、常務執行役員総合企画部長等を歴任したほか、2020年4月より常務執行役員として総合企画部、人事部担当を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有していることから、取締役候補者となりました。

(注) 取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案

監査役2名選任の件

監査役剣持好郎、田中勇一の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1

けんもちよしお
剣持好郎

生年月日：1956年12月8日

再任

■所有する当行の株式の数：2,900株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1979年4月 当行入行

2007年4月 当行与野支店長

2009年6月 当行人事部長

2011年7月 当行執行役員人事部長

2014年4月 当行執行役員監査部長

2015年4月 当行常務執行役員事務集中部長

2016年6月 当行常勤監査役（現任）

監査役候補者とした理由

与野支店長、執行役員人事部長、執行役員監査部長、常務執行役員事務集中部長等を歴任し、銀行業務全般に精通しているほか、2016年6月より当行監査役を務めており、引続き監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、監査役候補者としてしました。

2

た なか ゆう いち
田 中 勇 一

生年月日：1956年6月24日

再任

■所有する当行の株式の数：3,320株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1979年4月	当行入行	2017年7月	当行専務執行役員東京支店長
2011年7月	当行執行役員川越支店長	2018年6月	ぶぎん総合リース株式会社取締役社長
2013年6月	当行執行役員融資部長	2019年6月	当行常勤監査役（現任）
2015年4月	当行常務執行役員東京支店長		

監査役候補者とした理由

執行役員川越支店長、執行役員融資部長、専務執行役員東京支店長等を歴任し、また、当行グループ会社の社長を務めるなど豊富な業務経験を有し銀行業務全般に精通しているほか、2019年6月より当行監査役を務めており、引続き監査役としての職務を遂行することができるものと判断し、監査役候補者となりました。

(注) 各監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

以上

第97期事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

○主要な事業内容

当行は、埼玉県を中心に、預金業務及び貸出金業務を主体としつつ、内国為替業務、外国為替業務、有価証券業務のほか、公共債・投資信託・保険商品の販売業務、信託業務等を営み、地域金融機関として多様な金融商品・サービスを提供しております。

○金融経済環境

国内経済

海外経済の低迷による輸出・生産の減少に加えて、相次ぐ自然災害や消費増税の影響もあって、国内経済は減速基調を辿り、2020年入り後は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によるインバウンド需要の急減に加え、企業活動の縮小や外出自粛による個人消費の落込みなどから、経済活動が停滞しました。

県内経済

海外経済の低迷を受けて、電子部品・デバイスや輸送機械を中心とした製造業では、年度中を通じて業況が弱含みで推移しました。これまで堅調を維持していた非製造業でも、年度後半には業況が減速に転じ、2020年入り後は、後退色が強まりました。

金融情勢

年度前半の株式市況は、米中貿易摩擦への警戒感などから、日経平均株価が20,000円台から22,000円台前半で推移し、秋口以降は、米中貿易摩擦の緩和期待や、米国の追加金融緩和などから、24,000円台まで上昇しました。しかしながら、2月下旬以降は、新型コロナウイルスの感染拡大から世界同時株安に陥り、3月中旬に16,000円台まで急落後、年度末には、18,917円となりました。

○事業の経過及び成果

[事業の経過]

中期経営計画「MVP 70」

このような金融経済環境のもと、当期は、2013年に策定した、「埼玉に新たな価値を創造する『地域NO.1銀行』」を標榜した長期ビジョンの実現に向け、2019年4月に、4年間の中期経営計画「MVP 70」をスタートさせました。本計画では、「お客さまと地域にずっと寄り添っていく銀行」「人を大切にし、人を成長させる銀行」を目指し、これまでの6年間を通じ取組んできたビジネスモデルの変革を一層確かなものとしていくために、様々な施策を展開しております。

施策推進

その1つとして、「次世代営業店改革」に着手し、営業店を事務の場から付加価値の高

い相談やサービスの場に変革するため、「後方業務の集中化拡大」、「店頭手続きのデジタル化」、「店頭態勢改革」に取り組んでおります。また、高度化するお客さまのご要望にお応えするため、営業推進体制の見直しを行うとともに、育成ソリューション制度を導入し、本部専門セクションでの事例研究やお客さまへの訪問活動を通じ、実践的な知識・ノウハウ習得を図り、若手人材の専門性向上に取り組んでおります。

新商品サービスにつきましては、お客さまの相続や円滑な資産承継ニーズにお応えするため、埼玉県内に本店を置く金融機関として初めて2019年3月に信託業務の兼営認可を取得し、4月より自行商品として「遺言信託」や「金銭信託」などの取扱いを開始いたしました。

店舗関連につきましては、「千葉・武蔵野アライアンス」に基づく提携施策として、2019年10月に両行共同で池袋支店を開設しております。拠点となるオフィスビルには、両行の池袋支店が同一フロア内に入居し、関東の地銀では初めてとなる普通銀行同士による銀行代理業を開始いたしました。

フィンテック、キャッシュレス化につきましては、当行独自のスマートフォンアプリである「武蔵野銀行アプリ」を活用した県内の飲食店等で使えるクーポンの提供や、公共料金・税金の決済サービス等を展開しております。

アライアンス戦略

千葉銀行との包括提携「千葉・武蔵野アライアンス」は、4年目を迎え、シンジケートローンの組成や海外法人に対する融資取組みに加え、証券仲介業務やアセットマネジメント業務等、多岐にわたる提携施策を展開しております。今後も、地域におけるお客さまの利便性向上のため、様々な提携施策にスピード感をもって取り組んでまいります。

また、2019年3月に参加した「TSUBASAアライアンス」については、規制緩和やフィンテックなどの新たな経営課題に対して、各地域を代表する地方銀行の知見と規模の利益をとりながら共同で検討を進めております。

災害支援ほか

台風15号・19号により被災された皆さまに対しましては、「緊急相談窓口」の設置や「むさしの災害復旧支援融資」の取扱いを通じた支援のほか、行員によるボランティア活動への参加や義援金を寄託させていただきました。また、今般の新型コロナウイルス感染症拡大に対しても、「緊急相談窓口」を設置したほか、法人・個人事業主、個人のお客さま向けに「むさしの新型コロナウイルス感染症対応支援融資」の取扱いを開始しております。

現在、建設中の新本店につきましては、2021年の竣工を目指しております。ご不便をお掛けしておりますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後も、地域との共通価値を創造し、地域社会の成長、発展に積極的に取り組んでまいります。

【事業の成果】

預金等

譲渡性預金を含めた預金等残高は前期末比723億円増加し、4兆3,608億円となりました。また、預り資産残高は前期末比52億円増加し、8,281億円となりました。

貸出金

貸出金は前期末比490億円増加し、3兆5,845億円となりました。

有価証券

有価証券運用残高は前期末比294億円減少し、6,268億円となりました。

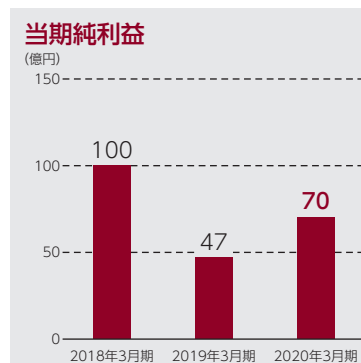
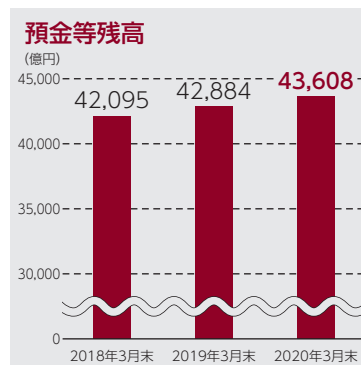
損益状況

経常収益は、株式等売却益及び有価証券利息配当金が減少となったことを主因として前期比96億10百万円減少の555億84百万円となりました。

経常費用は、有形固定資産の減価償却方法を定額法に一本化したことを主因に営業経費が3億73百万円増加となりましたが、貸倒引当金繰入額が大幅に減少したため前期比67億52百万円減少の483億3百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前期比28億58百万円減少の72億80百万円、一方、当期純利益は税金等の減少から23億91百万円増加の70億91百万円となりました。

なお、連結業績につきましては、経常利益は前期比26億25百万円減少の87億45百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は27億21百万円増加の80億66百万円となりました。



○対処すべき課題

地域金融機関におきましては、金融仲介機能の一層の発揮と地域経済及び社会の活性化に貢献する持続可能なビジネスモデルの確立、加えて、その前提となる経営の健全性・透明性の更なる向上が求められております。

また、フィンテックやキャッシュレスなど業態を超えた動きや、人口動態やライフスタイルの変化を踏まえ、中長期的な視点で、地域の特徴を活かした独自の成長戦略を描き、遂行していくことも不可欠となっております。

中期経営計画「MVP 70」

こうした変化を見据え、2019年4月からスタートした中期経営計画「MVP 70」において、これまで取組んできたビジネスモデルの変革を一層確かなものとすべく、お客さまサービスの高度化や生産性向上に注力しております。

中期経営計画「MVP 70」

目指す姿	お客さまと地域に ずっと寄り添っていく銀行		人を大切にし、 人を成長させる銀行	
	長期ビジョン完遂 に向けて邁進	収益構造転換を 確固たるものに	埼玉の地銀にふさわしい 成長軌道	
	お客さまの課題解決を通じて、お客さまの圧倒的な満足と本業収益（資金収益・役務収益）をいただき、地域の発展のために再投資していくビジネスモデルを徹底的に追及していく			
具体的 戦略	成長戦略			
	人材戦略	アライアンス戦略	創造戦略	
	有価証券戦略	グループ戦略	インフラ・態勢構築	
	経営管理態勢・コンプライアンス・ESG/SDGs			

現在は、お客さま接点の一層の拡充に向け、法人及び個人のお客さまに最適なソリューションを提供できる営業推進体制の確立と、担い手となる行員の専門性の向上に取り組んでおります。

あわせて、2019年10月に新設した「デジタル化推進室」のもと、銀行業務全般に亘るデジタルトランスフォーメーションを進めておりますほか、2019年11月からはすべての営業店をお客さま本位の「相談の場」へと転換する「次世代営業店改革」を展開しております。

また、環境・社会・企業統治（ESG）の観点を積極的に経営に採り入れ、「武蔵野銀行SDGs宣言」で掲げる、持続可能な地域社会の創造を実現するため、今後もステークホルダーの皆さまと手を携えながら取組んでまいります。

引き続き、コーポレート・ガバナンスの高度化と法令・社会規範を遵守するとともに、お客さま本位の業務運営の徹底、多様な人材の活躍推進や働き方改革、業務改革を通じた生産性向上などに注力してまいります。

新型コロナウイルス感染症への対応

現在、世界で感染が拡大している新型コロナウイルスの影響は、ここ埼玉県の経済及び社会に深く及んでおります。

当行は、「地域の支え」として、金融仲介機能を十二分に発揮すべく、堅固な業務継続体制を構築し、お客さまの資金繰りや本業支援、各種ご相談に引き続き真摯にお応えし、地域経済の再生に尽力していく所存です。

創業以来変わらぬ「地域共存」「顧客尊重」の経営理念のもと、お客さま、株主さま、地域社会など、全てのステークホルダーの期待にお応えできるよう、グループ役職員一同更なる研鑽に努め、これからも地域の皆さまとともに、持続的な発展を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【参考】

武蔵野銀行SDGs宣言については、右記のQRコードによりご覧になれます。



(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預	金	39,518	40,361	41,310	42,149
	定期性預金	16,103	15,869	15,307	14,771
	その他の	23,415	24,492	26,003	27,378
社貸	債	150	150	—	—
	出金	34,253	34,708	35,355	35,845
	個人向け	10,425	10,568	10,554	10,522
	中小企業向け	15,711	16,103	16,211	16,684
	その他の	8,117	8,036	8,588	8,637
商	品有価証券	6	3	0	0
	有価証券	7,823	7,421	6,562	6,268
	国債	2,019	1,678	1,188	858
	その他の	5,803	5,743	5,373	5,410
総	資産	44,940	45,460	46,009	46,593
内	国為替取扱高	115,214	120,602	119,094	120,760
外	国為替取扱高	百万ドル 2,029	百万ドル 2,242	百万ドル 3,991	百万ドル 3,722
経	常利益	百万円 11,618	百万円 14,373	百万円 10,139	百万円 7,280
当	期純利益	百万円 9,006	百万円 10,078	百万円 4,700	百万円 7,091
1株	当たり当期純利益	円 268.78	円 300.89	円 140.32	円 211.74
信	託財産	百万円 —	百万円 —	百万円 —	百万円 1,043
信	託報酬	百万円 —	百万円 —	百万円 —	百万円 15

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 預金には、譲渡性預金は含まれておりません。

3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。当行は、「役員報酬B I P信託」を導入しており、当該信託が保有する当行株式を計算書類において自己株式として計上しております。これに伴い、役員報酬B I P信託が保有する当行株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経	常収益	709	722	778	678
経	常利益	128	157	113	87
親会社株主に帰属する当期純利益		97	109	53	80
包	括利益	89	157	△51	△7
純	資産額	2,339	2,470	2,392	2,354
総	資産	45,071	45,606	46,260	46,740

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 従業員の状況

	当年度末	前年度末
従業員数	2,103人	2,171人
平均年齢	40年5月	40年2月
平均勤続年数	16年7月	16年3月
平均給与月額	412千円	407千円

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 従業員数には、臨時雇員は含みません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当年度末	前年度末
埼玉県	93か店 (うち出張所 2)	93か店 (うち出張所 2)
東京都	5か店 (// ー)	4か店 (// ー)
茨城県	1か店 (// ー)	1か店 (// ー)
合計	99か店 (// 2)	98か店 (// 2)

- (注) 1. 本庄南、天沼、所沢駅前の3か店について、支店内支店化（ランチ・イン・ランチ方式）を行ったことにより、店舗の拠点数としては96か店となっております。
 2. 店舗外ATMについては、アピタ吹上店出張所、ベルク本庄店出張所を廃止したことから114か所（前年度末116か所）となっております。
 3. さらに、千葉・武蔵野アライアンス事業の一環として、千葉県内の駅やアウトレットパーク、成田空港など22か所の千葉銀行のATMが当行ATMと同じ手数料体系で利用できるようになっております。
 4. また、株式会社イーネット、株式会社セブン銀行及び株式会社ローソン銀行との提携によるATMサービスもご利用いただけます。

(当年度末現在)

	埼玉県内		埼玉県外	
	当年度末	前年度末	当年度末	前年度末
イーネットATM	673か所	678か所	11,678か所	11,699か所
セブン銀行ATM	1,397か所	1,404か所	21,992か所	21,963か所
ローソン銀行ATM	644か所	651か所	12,687か所	12,790か所

□ 当年度新設営業所

営業所名	所在地
池袋支店	東京都豊島区東池袋一丁目24番1号 ニッセイ池袋ビル11階

(注)「千葉・武蔵野アライアンス」に基づく提携施策として、2019年10月7日(月)に両行で初めて共同で池袋支店を開設しました。

ハ 銀行代理業者の一覧

株式会社 千葉銀行

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

- ・預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理
- ・為替取引を内容とする契約の締結の代理

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

設備投資の総額	8,727百万円
---------	----------

□ 重要な設備の新設等

内容	金額
店舗新設	65百万円

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率
ぶぎん総合リース 株式会社	さいたま市大宮区桜木 町四丁目218番地	一般リース、延払 取引、オートリー ス業務	1975年 4月 1日	120百万円	50.00%
ぶぎん保証株式会社	さいたま市大宮区桜木 町四丁目265番地 1	個人向け融資に係 る信用保証業務	1982年 4月 2日	90	99.36
むさしのカード 株式会社	さいたま市大宮区桜木 町四丁目218番地	クレジットカード (JCB・VISA)、金 銭の貸付、カード 業務に係る信用保 証業務	1985年11月25日	40	62.27
ぶぎんシステム サービス 株式会社	さいたま市大宮区北袋 町一丁目307番地	コンピュータシス テムの開発・販売・ 保守管理業務	1989年 8月 1日	20	45.00
株式会社 ぶぎん地域経済 研究所	さいたま市大宮区桜木 町一丁目10番地 8	県内経済・産業の調 査研究、経営・税務 等の相談、各種セ ミナーの開催	1992年 4月20日	20	42.50
株式会社 ぶぎんキャピタル	さいたま市大宮区桜木 町一丁目10番地 8	ベンチャー企業等へ の投資、経営相談	1997年 4月 1日	20	5.00
むさしのハーモニー 株式会社	さいたま市大宮区桜木 町四丁目218番地	事務代行業務	2017年 5月 1日	10	100.00

(注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行の連結される子会社は7社であります。その他に持分法適用の関連法人等が1社あります。

重要な業務提携の概況

- ①地方銀行64行の提携により、現金自動設備（以下ATMという）の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- ②地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、ATMの相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- ③地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- ④株式会社ゆうちょ銀行との提携により、ATMの相互利用による現金自動引出しサービスを行っております。
- ⑤当行と埼玉県に本店を置く信用金庫4金庫、中央労働金庫、埼玉県信連（県内の農業協同組合）との連携により、口座振替による代金回収サービス「埼玉ネットワークサービス（略称SNS）」を行っております。
- ⑥株式会社イーネット、株式会社セブン銀行及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置したATMサービスを行っております。
- ⑦株式会社イオン銀行とのATM利用提携により、イオン等に設置されたATMもご利用できます。
- ⑧株式会社ビューカードとのATM利用提携により、首都圏を中心としたJRの駅に設置のATM「VIEW ALTTE（ビューアルッテ）」もご利用できます。
- ⑨株式会社千葉銀行との間で、業務及び資本の提携に関して包括提携契約書（千葉・武蔵野アライアンス）を締結しております。
- ⑩株式会社千葉銀行、株式会社第四銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社北越銀行及び株式会社滋賀銀行との間で、「TSUBASAアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
加藤 喜久雄	取締役会長（代表取締役）		
長堀 和正	取締役頭取（代表取締役）		
小山 和也	専務取締役（代表取締役） [担当]リスク統括部、総務部		
白井 利幸	常務取締役 [担当]人事部、 ソリューション営業部、 融資部		
黒澤 進	常務取締役 [担当]地域サポート部、 市場国際部、事務統括部		
石田 恵美	取締役（社外役員）	弁護士、公認会計士、イオン リテール株式会社社外監査役	当行とイオンリテール株式会社との間には特別な関係はありません。
樋口 武	取締役（社外役員）	株式会社オプトラン社外取 締役	当行は株式会社オプトランと 通常の銀行取引があります。
満岡 隆一	取締役（社外役員）		
剣持 好郎	常勤監査役		
田中 勇一	常勤監査役		
黒石 輯	監査役（社外役員）		銀行経営者及び監査役として豊富な経験と知見を有しております。
毛塚 富雄	監査役（社外役員）		企業経営者として豊富な経験と知見を有しております。
田村 健次	監査役（社外役員）	一般財団法人自治研修協会理事、 学校法人九里学園理事	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県出納長としての経歴を持ち、財務及び会計に関する知見を有しております。 当行と一般財団法人自治研修協会との間には特別な関係はありません。 当行は学校法人九里学園と通常の銀行取引があります。

- (注) 1. 取締役石田恵美、樋口武、満岡隆一の3氏は社外取締役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役黒石輯、毛塚富雄、田村健次の3氏は社外監査役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 2019年6月26日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役石川誠氏は辞任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

区分	支給人数	報酬等
取締役	10名	265百万円（15百万円）
監査役	6名	52百万円
計	16名	318百万円（15百万円）

- (注) 1. 取締役の報酬等には、株式報酬に係る費用計上額15百万円が含まれており、() 内書きしております。
2. 2011年6月29日開催の第88回定時株主総会の決議によって定められた報酬限度額は、取締役が年額350百万円、監査役が年額60百万円であります。また、上記取締役の報酬限度額とは別枠に、2016年6月28日開催の第93回定時株主総会の決議によって定められた株式報酬等の取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等の限度額は、3事業年度を対象として合計300百万円であります。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
取締役 石田 恵美	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとしております。
取締役 樋口 武	
取締役 満岡 隆一	
監査役 黒石 輯	
監査役 毛塚 富雄	
監査役 田村 健次	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
取締役 石田 恵美	弁護士、公認会計士 イオンリテール株式会社社外監査役（当行と同社との間には特別の関係はありません。）
取締役 樋口 武	株式会社オプトラ社外取締役（当行は同社と通常の銀行取引があります。）
監査役 田村 健次	一般財団法人自治研修協会理事（当行と同法人の間には特別な関係はありません。） 学校法人九里学園理事（当行は同法人と通常の銀行取引があります。）

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
取締役 石田 恵美	6年9か月	取締役会13回開催中 13回出席	弁護士・公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
取締役 樋口 武	4年9か月	取締役会13回開催中 13回出席	企業経営者としての豊富な経験と見識を活かし適宜発言を行っております。
取締役 満岡 隆一	0年9か月	取締役会10回開催中 10回出席	企業経営者としての豊富な経験と見識を活かし適宜発言を行っております。
監査役 黒石 輯	10年9か月	取締役会13回開催中 13回出席 監査役会12回開催中 12回出席	銀行経営者としての豊富な経験や専門的な知識を活かし適宜発言を行っております。
監査役 毛塚 富雄	6年9か月	取締役会13回開催中 13回出席 監査役会12回開催中 12回出席	企業経営者としての豊富な経験や専門的な知識を活かし適宜発言を行っております。
監査役 田村 健次	4年9か月	取締役会13回開催中 12回出席 監査役会12回開催中 11回出席	地方行政経験者としての実務的見地から適宜発言を行っております。

(注) 取締役満岡隆一氏は、2019年6月26日開催の第96回定時株主総会において新たに選任され就任いたしましたので、取締役会への出席状況には、就任後の取締役会の回数を記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	59百万円	一百万円

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数
- | | |
|----------|----------|
| 発行可能株式総数 | 80,000千株 |
| 発行済株式の総数 | 33,805千株 |
- (注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 当年度末株主数 11,574名
- (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,828千株	8.43%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,864	5.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	1,242	3.70
株式会社千葉銀行	925	2.75
明治安田生命保険相互会社	735	2.19
株式会社三菱UFJ銀行	727	2.16
武蔵野銀行従業員持株会	703	2.09
住友生命保険相互会社	702	2.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	598	1.78
前田硝子株式会社	576	1.72

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は自己株式（267千株）を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 なお、自己株式には、役員報酬BIP信託の所有する当行株式（50千株）は含まれておりません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 浅野 功	58百万円	—
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 細野 和也		

- (注) 1. 会計監査人の報酬等の額について、当行監査役会は、会計監査人の監査計画及び職務執行状況並びに報酬見積りの算出根拠等の適切性について必要な検証を行い、同意の判断をしております。
2. 当行と会計監査人との監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記の当該事業年度に係る報酬等には、これらの合計金額を記載しております。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は65百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会社法第340条第1項に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として会計監査人が職務執行を適切に執行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

6 会社の支配に関する基本方針

当行では、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、定めておりません。

7 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

＜業務の適正を確保する体制＞

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築に関する基本方針」を以下のとおり定めております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当行の倫理、行動の基本指針である「行動憲章」及び法令遵守の基本的規則である「コンプライアンス・マニュアル」を定め、法令遵守の徹底に努めております。
- ・頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、当行全体のコンプライアンスの統括部署としてリスク統括部経営法務室を設置するとともに、各部店内にコンプライアンス体制を統括管理する「法令遵守担当者」を任命しております。
- ・法令違反行為その他のコンプライアンスに関する行内通報制度や、財務報告の適正性を確保するために財務報告に関する基本方針を定め、必要な内部管理体制を整備しております。
- ・反社会的勢力との関係を排除・遮断するための対策として、対応部署を総務部内に設置し、問題発生時には、直ちに取締役等の経営陣への報告に加え、警察等関連機関と連携する態勢を整えております。
- ・監査役及び内部監査部署は、当行の法令遵守体制等の運用に問題があると認めるときは、改善策の策定を要請できることとしております。

(2) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・リスク統括部を当行全体のリスク管理の統括部署とし、別途定めるそれぞれのリスク管理規程により、担当部署、管理運営方法等を定めるものとしております。
- ・経営に重大な影響を及ぼす緊急事態が発生した場合、業務の継続性確保及び早期復旧に向けた対応を図ることとしております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、取締役で構成する経営会議に、取締役会で定めた経営上重要な事項の執行についての審議を委任するとともに、業務執行は、取締役会の決議により選任された執行役員及びその他の責任者が、これを行っております。
- ・取締役会は、取締役の職務の執行を監督するとともに、取締役会及び各取締役は、執行役員及びその他の責任者の職務を監督する権限を有し、その責任を負うものとしております。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び行内規則に基づき適切かつ確実に保存及び管理することとしております。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・関連会社等管理規程ほか行内規程等に基づき、協議・報告事項を定めるほか、定期的に当行及びグループ会社の取締役が出席する「グループ情報連絡会」を開催し、グループ全体としての業務の適正化を図ることとしております。
- ・法令違反行為などの通報制度として、グループ会社の取締役及び使用人から当行の担当部署へ通報できる内部通報制度を設け、その運用を行うとともに、当行の内部監査部署がグループ会社に対する監査を実施し、業務の適正化に努めております。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役補助者を1名以上配置し、専ら監査役の指揮命令に従わなければならないこととしております。

② 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は当行の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役会に遅滞なく報告することとしております。また、監査役は必要に応じて当行グループの取締役及び使用人、会計監査人等に対して報告を求めることができる体制としております。また、当行グループにおける監査結果や内部通報の状況について、担当部署が監査役へ報告することとしております。

③ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査役へ報告を行った者が当該通報をしたこと自体による不利な取り扱いの禁止を内部通報制度規程に明記しております。

④ 監査役は職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

- ・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

⑤ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会、経営会議、その他重要な会議に監査役が出席し、意見を述べる体制としているほか、監査役と取締役、監査役と社外取締役が定期的に意見の交換を行い相互の認識を深めるよう努めております。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況>

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) コンプライアンス態勢

コンプライアンスを実践する具体的な計画として、コンプライアンス・プログラムを取締役会で審議・決定し、全役職員に周知するとともに、コンプライアンス委員会にて進捗状況等をモニタリング（2回）しております。また、コンプライアンス委員会の下部組織である本部法令遵守担当者会議を毎月開催し、その内容を経営へ報告しております。

(2) リスク管理体制

与信ポートフォリオ委員会（6回）、ALM委員会（12回）、オペレーショナル・リスク管理委員会（4回）を開催し、その内容を経営へ報告したほか、BCP訓練を2回実施いたしました。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることの確保

取締役会を13回開催したほか、取締役会の権限委譲による決定機関である経営会議（ALM、リスク管理に関する経営会議を含む）を51回開催しました。

(4) 当行グループにおける業務の適正の確保

グループ会社の業務実績について取締役会に報告（4回）したほか、グループ情報連絡会を開催（2回）し、経営課題の把握と対応方針について協議しました。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役の職務を補助する専任の担当者を1名配置するとともに、内部監査部署は当行グループの監査結果等を内部監査報告会を開催（11回）し、監査役へ報告しました。また、常勤及び社外監査役は取締役会に出席し、常勤監査役は経営会議、その他重要な会議及びグループ情報連絡会等に出席し、意見を述べる体制としたほか、監査役と取締役、監査役と社外取締役が定期的に意見交換を行いました。

8 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11 その他

該当事項はありません。

第97期末 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	374,450
現金	36,958
預け金	337,491
買入金銭債権	510
商品有価証券	48
商品地方債	48
金銭の信託	1,494
有価証券	626,852
国債	85,811
地方債	136,056
社債	208,021
株式	45,607
その他の証券	151,354
貸出金	3,584,520
割引手形	12,283
手形貸付	163,228
証書貸付	3,131,119
当座貸越	277,888
外国為替	5,191
外国他店預け	4,788
買入外国為替	17
取立外国為替	385
その他資産	22,559
前払費用	73
未収収益	2,964
金融派生商品	263
その他の資産	19,257
有形固定資産	40,832
建物	8,357
土地	24,667
リース資産	80
建設仮勘定	6,391
その他の有形固定資産	1,335
無形固定資産	4,224
ソフトウェア	4,061
その他の無形固定資産	162
前払年金費用	8,322
繰延税金資産	1,274
支払承諾見返	4,795
貸倒引当金	△15,697
資産の部合計	4,659,381

科目	金額
(負債の部)	
預金	4,214,973
当座預金	166,622
普通預金	2,472,131
貯蓄預金	48,096
通知預金	5,607
定期預金	1,470,645
定期積金	6,459
その他の預金	45,410
譲渡性預金	145,830
コールマネー	30,422
債券貸借取引受入担保金	16,137
外国為替	358
売渡外国為替	169
未払外国為替	188
信託勘定借	1,043
その他負債	8,720
未払法人税等	2,258
未払費用	1,331
前受収益	1,253
給付補填備金	39
金融派生商品	2,525
リース債務	87
資産除去債務	1,107
その他の負債	2,117
賞与引当金	1,082
退職給付引当金	3,336
睡眠預金払戻損失引当金	366
偶発損失引当金	256
株式報酬引当金	60
固定資産解体費用引当金	329
再評価に係る繰延税金負債	4,227
支払承諾	4,795
負債の部合計	4,431,941
(純資産の部)	
資本金	45,743
資本剰余金	38,352
資本準備金	38,351
その他資本剰余金	1
利益剰余金	127,149
利益準備金	10,087
その他利益剰余金	117,062
不動産圧縮積立金	386
別途積立金	109,560
繰越利益剰余金	7,116
自己株式	△909
株主資本合計	210,336
その他有価証券評価差額金	10,223
繰延ヘッジ損益	△1,454
土地再評価差額金	8,286
評価・換算差額等合計	17,055
新株予約権	47
純資産の部合計	227,439
負債及び純資産の部合計	4,659,381

第97期 損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		55,584
資金運用収益	39,101	
貸出金利息	32,578	
有価証券利息配当金	6,333	
コールローン利息	△25	
預け金利息	0	
その他の受入利息	215	
信託報酬	15	
役務取引等収益	13,436	
受入為替手数料	2,325	
その他の役務収益	11,110	
その他業務収益	733	
商品有価証券売買益	4	
国債等債券売却益	729	
国債等債券償還益	0	
その他経常収益	2,297	
償却債権取立益	373	
株式等売却益	1,586	
その他の経常収益	336	
経常費用		48,303
資金調達費用	2,441	
預金利息	847	
譲渡性預金利息	27	
コールマネー利息	746	
債券貸借取引支払利息	443	
借入金利息	0	
金利スワップ支払利息	369	
その他の支払利息	6	
役務取引等費用	4,294	
支払為替手数料	522	
その他の役務費用	3,771	
その他業務費用	1,484	
外国為替売買損	778	
国債等債券売却損	478	
国債等債券償還損	223	
金融派生商品費用	4	
営業経費	33,887	
その他経常費用	6,195	
貸倒引当金繰入額	3,792	
株式等売却損	544	
株式等償却	1,064	
金銭の信託運用損	3	
その他の経常費用	790	
経常利益		7,280

(単位：百万円)

科目	金額	
特別利益		1
固定資産処分益	1	
特別損失		15
固定資産処分損	15	
税引前当期純利益		7,267
法人税、住民税及び事業税	574	
法人税等調整額	△398	
法人税等合計		175
当期純利益		7,091

第97期末 連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	374,688	預金	4,210,049
買入金銭債権	510	譲渡性預金	133,830
商品有価証券	48	コールマネー及び売渡手形	30,422
金銭の信託	1,494	債券貸借取引受入担保金	16,137
有価証券	624,140	借入金	11,890
貸出金	3,571,715	外国為替	358
外国為替	5,191	信託勘定借	1,043
リース債権及びリース投資資産	21,103	その他負債	19,954
その他資産	35,043	賞与引当金	1,133
有形固定資産	42,224	役員賞与引当金	11
建物	8,843	退職給付に係る負債	3,452
土地	25,363	役員退職慰労引当金	39
リース資産	20	利息返還損失引当金	52
建設仮勘定	6,391	睡眠預金払戻損失引当金	366
その他の有形固定資産	1,605	ポイント引当金	88
無形固定資産	4,375	偶発損失引当金	256
ソフトウェア	4,068	株式報酬引当金	60
リース資産	104	固定資産解体費用引当金	329
その他の無形固定資産	201	繰延税金負債	99
退職給付に係る資産	5,341	再評価に係る繰延税金負債	4,227
繰延税金資産	3,218	支払承諾	4,795
支払承諾見返	4,795	負債の部合計	4,438,601
貸倒引当金	△19,831	(純資産の部)	
資産の部合計	4,674,059	資本金	45,743
		資本剰余金	38,352
		利益剰余金	136,947
		自己株式	△909
		株主資本合計	220,133
		その他有価証券評価差額金	10,543
		繰延ヘッジ損益	△1,454
		土地再評価差額金	8,286
		退職給付に係る調整累計額	△2,122
		その他の包括利益累計額合計	15,253
		新株予約権	47
		非支配株主持分	23
		純資産の部合計	235,458
		負債及び純資産の部合計	4,674,059

第97期 連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		67,852
資金運用収益	38,872	
貸出金利息	32,560	
有価証券利息配当金	6,115	
コールローン利息及び買入手形利息	△25	
預け金利息	0	
その他の受入利息	222	
信託報酬	15	
役務取引等収益	14,209	
その他業務収益	1,836	
その他経常収益	12,918	
償却債権取立益	373	
その他の経常収益	12,544	
経常費用		59,106
資金調達費用	2,479	
預金利息	847	
譲渡性預金利息	26	
コールマネー利息及び売渡手形利息	746	
債券貸借取引支払利息	443	
借入金利息	38	
その他の支払利息	376	
役務取引等費用	3,838	
その他業務費用	1,484	
営業経費	35,400	
その他経常費用	15,902	
貸倒引当金繰入額	4,164	
その他の経常費用	11,738	
経常利益		8,745
特別利益		1
固定資産処分益	1	
特別損失		15
固定資産処分損	15	
税金等調整前当期純利益		8,732
法人税、住民税及び事業税	1,054	
法人税等調整額	△415	
法人税等合計		638
当期純利益		8,094
非支配株主に帰属する当期純利益		27
親会社株主に帰属する当期純利益		8,066

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社武蔵野銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野 功 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細野和也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社武蔵野銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社武蔵野銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浅野 功 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 細野和也 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社武蔵野銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社武蔵野銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び各営業店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役等から報告を受け、また、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月8日

株式会社武蔵野銀行 監査役会

常勤監査役 劔持好郎 ㊟

常勤監査役 田中勇一 ㊟

社外監査役 黒石 輯 ㊟

社外監査役 毛塚富雄 ㊟

社外監査役 田村健次 ㊟

以上

